

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2023.5.10発行〈通巻第543号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <https://koshc.jp/>



50周年企画インタビュー

- 被災者は語る 第1回 郡家滝雄さん 2
- 「中皮腫を治せる病気に！」院内集会・省庁交渉、参加レポート 9
- 死ぬまで元気です vol.58 右田孝雄 11
- 韓国からのニュース 13
- 前線から 16
- 一歳歳年々人同じからず 泉南石綿の碑記念式開催／泉南
アスベストホットラインの相談から／大阪

4月の新聞記事から／19

表紙／ダイヤモンド富士（静岡県田貫湖より）郡家滝雄さん撮影（2P本文参照）

'235

50周年企画インタビュー

被災者は語る 第1回 郡家滝雄さん

今月から労災職業病被災者のインタビューを随時掲載します。

関西労働者安全センターは今年で設立50年となります。その歴史は労災職業病被災者と共に歩んだ50年といえます。その節目にあたり、「被災」という予期せぬ「現実」に向き合う人たちのお話を改めて傾聴したいと思いました。

トップバッターは、建設アスベスト関西訴訟大阪1陣原告共同代表の郡家滝雄さん（73歳）です。

第1回 郡家滝雄さん（ぐんけ・たきお）

建設アスベスト訴訟原告、「咸臨丸子孫の会」会員

塩飽水軍の末裔

香川県丸亀市に昭和24年に生まれました。塩飽（しわく）諸島（注1）の塩飽水軍の子孫です。織田、豊臣、徳川と続いた御用船方の血筋です。

実家は塩飽諸島の牛島で今は住民10人程度です。小学校のときに一家で神戸に出て、父母と兄との4人暮らしでした。父は小さな内航船会社の社員でした。当時の生田区に住み、小中高は神戸です。内航

の船乗りだった父を早くに亡くし、母も7年前に亡くなりました。

私はおとなしいけど頑固なところがある子どもでした。

すこしやんちゃなところがあり高校3年1学期に中退。神戸の塗装会社に入って主に機械の塗装をしました。神戸製鋼で魚雷発射管の内部塗装をしたことがあります。

19歳で陸上自衛隊に入りました。

もともと実弾を撃つてみたいと入隊、ロケットランチャーまでは実射しました。戦車に乗りたかったんですが身長が高すぎて、基地通信隊の勤務となったこと、その他もろもろあり1年半で辞めました。



警備会社に行き万博のパビリオン警備をしたりしましたが、おもしろくなくやめたあと、兄がいた軽天（軽量天井）の会社に入りました。

軽天工

軽天の仕事というのは、建物の躯体ができれば設備工事が入りますけど、その時点で、天井や間仕切り＝壁を作っていくところから入っていきます。そして、完成の引き渡しの時点まで現場にいます。コンピュータ室や学校といったところでは床もはります。軽天とは、軽量鉄骨天井ということ、ですけど、壁も床もするわけです。

鉄骨の建物でしたら、鉄骨の梁、柱、デッキプレートはむき出しなのでそこへ耐火被覆をします。ほとんどの場合は吹付けですが、ケイカライト（ケイ酸カルシウム板）で巻き込む場合もあります。

吹付け施工をする前に、天井を吊るボルトの仕込みをします。壁の取付金具の取り付けも吹き付け前に行います。ですが納期の関係で、吹き付けをしている最中の作業になることも多く、小さな建物の場合は上下（の階）に逃げるすることができますけど、スーパーやボーリング場といった大規模、広い建物が多かったので、同じフロアの同時施工でないと間に合わない、私たちの目の前で吹き付けをするという状況でした。

そうなると吹き付け材が雪が降るように私らのところにとんでくるわけです。

私はこのように生きていますが、仲間では中皮腫で亡くなった方がたくさんいま

す。兄は今のところ大丈夫ですが、ひじょうに親しかった同僚も亡くなっています。

下地＋ボード貼り

最初はふつうの軽天工でしたが、私の場合、器用だったというのがあって、下地からボード貼りまでできるようになりました。

私らの頃は下地屋と貼り屋というのがあって、軽量鉄骨の骨組み（下地）をつくるのを下地工がやって、貼り工が（その骨組みに）ボード貼りをやっておったんです。

私はボード貼り工と仲がよかったのでやり方を聞いているうちにだんだんできるようになりました。下地からボード貼りまでやるようになったのはおそらく私が最初のひとりではないかと思います。

今でも軽天工は下地までが普通ですが、両方やる人間が増えてきています。その方が便利で、手待ち時間もなくなりますから。

たとえば、壁の下地をします、そこにボードを貼りますが、ボードを貼ってしまわないと天井ができません、ということですから、下地工は手待ちになるわけなので、ボード貼りもすれば手待ち時間は無い、ということになります。その分、収入も上がります。

真っ白で何も見えない

ボードは規格がきまっていて、910 × 1820 ミリというのが1つの大きさですけど、壁が高さ3600以下でしたら、上の部分を採寸して余分の部分を切る、切ったら

切り口がガタガタですから、そこをヤスリがけする。

電動丸鋸で切らねばならない固い材料もある。ケイカル板の厚いもの、フレキシブルボード、石綿板というのがあるんですが、そういうのは必ず電動丸鋸で切らなきゃいかん。

電動丸鋸で切った場合の粉じんの量というのはハンパじゃない。

切ってる前が真っ白で何も見えない。

顔は真っ白け、頭もからだもみな真っ白けになるような粉じんで、鼻の穴真っ白け、耳の穴真っ白け、すべてのところが真っ白けになる。それを、休みを入れたとしても1年300日やるわけです。

独立16年、発症

はじめのころは職方（しょくかた）として働きましたが、平成元（1989）年くらいから郡家内装店＝自営業者として仕事を請け負って、職人を何人か連れて現場に入るようになりました。職方で働くよりは、独立して自分が自由に若い人たちを育てた方がいいなということで独立しました。

そのころは忙しかったですね。

平成11（1999）年に、元請けのゼネコン、そのころは浅沼組、間組、龍建設、佐藤工業などで、「自分（郡家さん）も労災に入っておけ」と言われて、労災保険の特別加入に入りました。

平成15（2003）年に病気になりました。

両肺に水が溜まり息苦しく、それ（胸水）を抜く、原因を調べるのに2年くらいかか

りました。

最初は、鶴見緑地病院に行き、菌が出ていないが結核ではないのかということで半年間治療をしたけど（薬の）副作用はでるけど、一向によくならない。

セカンドオピニオンみたいなもので、当時の大阪市大病院（現在、大阪公立大病院）に紹介してもらったところ、最初は中皮腫を疑われたけど右肺の生検の結果、悪性ではないということになり、アスベストによる両側胸膜肥厚あり、良性石綿胸水と診断されました。

左肺も生検しないかと言われましたが（右肺の生検が）非常に痛かったので嫌だと断りました。

自営業者ということでじん肺審査を申請して、じん肺管理4相当と判定され、労災申請をして「びまん性胸膜肥厚」として認定されました。労災補償は病院の治療代だけで休業補償はでないということでした。

それが平成19（2007）年、57歳のときです。3年間くらいはそのまま通院していましたが60歳になったときに現場にはぜんぜん出られないようになりました。

休業補償、閉業

休業補償がどうしても必要になりました。

そのときネットで中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会を知り、その段階で関西労働者安全センターを知り、前の事務所（内本町にあった）に行き相談し、水嶋潔先生の診察を受け「びまん性胸膜肥厚」と

の診断で休業補償を申請しました。

平成19年の労災認定は労災特別加入に基づく認定でしたので、そのまま休業補償を受けると特別加入時の平均賃金5000円になるのですが、このときの休業補償請求にあたっては、実際には「特別加入して以降のアスベストばく露はその前の時期に比べて極めて軽微だった」ということを労基署に説明しました。その結果、労働者＝職方として仕事をしていたときの賃金にもとづいて平均賃金が決まりましたので「5000円」よりはずっと高い平均賃金に基づく休業補償を受けることができました。

身体的に仕事ができなくなって労災請求した当時、労基署に「(現場に出られなくても)デスクワークはできるでしょ」と言われましたが、私は違いますよ、と。

自分で施工しながら弟子達を指導するというスタイルがとれなくなってしまふ、私が現場にいないと現場がスムーズにいかない、そうなる「自分の仕事ではない」という感じになりました。

私が現場に行かないことによって、仕事の受注量も減ってきました。仕事の相手方は、私が現場にいるということで仕事を出してくれている部分も多かったですから。

それで、結果的に仕事を諦めざるをえない。

安全センターに相談に行つて休業補償を受け取るようになりましたが、病気で仕事ができなくなって、収入がなくなって、会社を閉め、借金も返せなくなりました。

結局、病気になったがために、全部とら

れ何も残りませんでした。

日本二周ひとり旅

経済的事情などからやむなく家族と別居して一人暮らしを始めざるを得なくなりました。

しかしワンルームにひとりでいたって落ち込んでいくばかりなので、自分の好きなことをしようと、ひとりで車旅に出るようになりました。

仕事で使っていた日産のキャラバンを寝泊まり、炊事できるように自分で改造して(本職は内装業ですから)、ひとり旅生活を始めました。

通院や裁判の用事があるときは、大阪に帰ってきて、また旅に出る、それで日本を一周しました。大阪から出発して、一般道で本州海沿いを時計回りに、いろいろなどところに行き、食べて、見て、本州、四国、九州、北海道を一周しました。北海道は舞鶴～小樽のフェリーで往復です。反対から見ると景色が違うということで、二周目は、反時計回りに行きました。

桜前線、富士山

それが終わって、ちょうど、桜のはじまりだったので、桜前線を追っかけて、本州の背骨を北上しました。中国山地を縦断、京都から中山道、日光街道、奥州街道を行いました。

次は、日本一のところに行つてないということで、富士山に行きました。

五合目まで車で上がり、六合目までは足で上がりましたが、そこからはやはり無理でした。ずっと、昔からの趣味の写真を撮りながらの旅でした。富士山のときには素晴らしい写真が撮れたので、富士山の写真にはまって、それからはずっと富士山です。

もともと建築屋ですから建物には興味があるので、お城で天守閣が現存しているところは全部、100名城を全部、四国八十八箇所、西国三十三所など神社仏閣、明治期のれんが造りの建物なんかも好きです。霧島、阿蘇、剣山、四万十川、祖谷の吊り橋、登りはしませんが大山の周辺などなど。

神社仏閣でしたらへんぴなところでも小さな車でも行けるので、キャラバンからエブリイに変えました。軽ならより近くまで行けますし。

自分で撮影条件を調節して撮ります。デジタルも使いますが、フィルムで撮るとデジタルとではプリントすると風合い、色合いが違うので主にフィルムカメラを使っています。

主としてNikonのF3です。デジカメはNikonのDfです。

病気になってなかったら、この旅はなかったけれど、病気にならなかったらいまでも仕事に行ってたでしょう。

咸臨丸子孫の会

病気になって病院のベッドでノートパソコンでいろいろやっていて「咸臨丸子孫の会」を見つけました。

連絡してみたら「(あなたを)探してたんですー！」ということになり、咸臨丸子孫の会に入りました。病気からできた縁です。

私の曾祖父が郡家瀧蔵(注2)といい、咸臨丸でアメリカに行きました。咸臨丸子孫の会のHPにある乗組員名簿に記載されています。

いまだに子孫の会にはご子孫がいてまして、歌手の山本コウタローもそうです。

昔のいわゆる北前船を運行していたのも塩飽の人間で、だから、塩飽の子孫が北海道や青森などの北前線の寄港地にいます。北海道の木古内、江差などに塩飽の子孫で「塩飽さん」という人がいて、北海道庁にいる「塩飽さん」や青森の港の「塩飽さん」に会いました。日本一周のときにはこうした先祖の関係者を尋ねました。塩飽は小さな島々ですけど、日本全国につながっているのです。

郡家という名字は珍しく全国で40軒くらいです。私も子、孫がいて、「郡家」です。千葉にも私のおじの子孫の「郡家」が住んでいます。郡家という名前は遡れば、塩飽に行き着くんです。

建設アスベスト訴訟

建設アスベスト訴訟の大阪1陣に加わったのは平成24年です。休業補償を受けることになった頃です。

安全センターの紹介で大阪アスベスト弁護団の弁護士に会ったときには、「(裁判を)やる」と言いました。

そして、旅とともに裁判をしていました。裁判の用事があれば大阪に帰りました。

裁判に加わったことは、自分にとってプラスでした。

なにより、アスベストのことを知ることになりました。

労災認定されていても、「アスベストのこと」を考えたことはこれっぽちもありませんでした。

自分がなぜこの病気になったのかの根本を知ったのは、原告団になってからです

だから、世の中の人、アスベストの病気になってても、(そのところは)なんにも考えてないのが普通ではないでしょうか。

原告団会議なんかは積極的に参加しました。現場のことをよく知っていて、たまたま、私はよくしゃべるので、よかったのではないのでしょうか。職人は口下手の方が多いですから。

大阪1陣原告団は私含めて被害者19名の原告団です。

途中から共同代表になりましたが、私も動くから、みんなでいっしょにやっという意識でやっていたらけっこう皆さんが協力してくれてよかったです。

地裁、高裁、最高裁

地裁の判決が出るまでどうなるか判らない中、「期待せんとこよ」と言いながらやってきましたから、地裁の判決が出て「あー、よかったね!」と思いました。高裁でもおなじように、過大に期待しないでやってき

たのがよかったと思います。地裁、高裁、最高裁と、大阪の原告の人たちは、どのときも過大に期待せずにそれなりに受け止めてきました。

地裁の時は、国には勝ちましたが企業には勝てませんでした。

高裁では企業にも勝ちました。私自身は国と企業6社に勝訴することができました。

6社はエーアンドエーマテリアル、神島化学工業、大建工業、ニチアス、日東紡績、三菱マテリアル建材です。

大阪高裁の裁判長は、横浜地裁にいたときに神奈川1陣が国と企業に全面敗訴した判決を書いた裁判長と同じ人物でしたので、この高裁判決は意味が深い判決だったと思います。

最高裁では勝訴し、私自身の判決は確定しました。しかし、敗訴した原告が出たことは実に残念でした。

給付金法成立、そしてこれから…

いちばんよかったのは、最高裁判決後、すみやかに議員立法で建設アスベスト給付金法ができたことです。

それを目標に活動をしていましたけども、あそこまでなるとは予想していませんでした。

裁判に勝ったはいいのですが、疑問は残っています。

裁判をやった人は、それなりに結果を得ているが、そこまでのいかない、行けない人たちがいます。同じ被害に遭いながら。

建設の場合は、満足はできないけれど、国の給付金というのがありますが、ほかの職種の場合は、なにもない。

同じ被害者でも、そこの救済までいくのか、いかなのか、いけるのか、いけないのか。被害者がひとりもでなくなるまで、何年かかるかわからないが、今の日本の在り方じゃわかりません。

期待もせず、悲観もせず、そのときそのときできることをする、そうすることで将来、何らかの答えが出てくるのではないのでしょうか。

注1) 塩飽諸島 (Wikipedia)

塩飽島(しわくじま)とも呼ばれ、瀬戸内海の中でも、岡山県と香川県に挟まれた西備讃瀬戸に浮かぶ大小合わせて28の島々から成り(岡山県側は笠岡諸島)、名の由来は「塩焼く」とも「潮湧く」とも言う。戦国時代には塩飽水軍(しわくすいぐん)が活躍し、江戸時代は人名(にんみょう)による自治が行われたが、近年は過疎化が進んでいる

注2) 郡家瀧蔵

咸臨丸子孫の会 HP に掲載されている咸臨丸乗組員名簿 http://www.kanrin-maru.org/kanrinmaru_new/document/pdf/document_7.pdf

によると、郡家瀧蔵氏は、塩飽出身水主(かこ)35名のうちのひとりで、咸臨丸太平洋横断時にかぞえ21歳、職名は鉄砲方水主、長崎海軍伝習所出身。塩飽諸島牛島の出と記載されている。

【事務局記】

郡家さんは、実は、びまん性胸膜肥厚で病院にかかる6年前に胃ガンで胃の3分の2を摘出している。労災認定後に、腸閉塞で救急入院して大腸がんが見つかり手術、その後、肝臓転移が見つかって内視鏡切除などして術後抗がん剤は「あれは、きつかったー！最高裁判決の時にちょうど治療が終わったんよ」と教えてくれた。病気を諦めない、楽しみがある間は大丈夫！という言葉

【経過】

1971/1 ~ 2006 内装工(軽天)として建設業に従事就業

2007/6/19 労災認定(びまん性胸膜肥厚)

2011/7/13 建設アスベスト訴訟大阪1陣提訴(大阪地裁)、原告として参加。途中から共同代表。

2011/8/25 泉南アスベスト国賠訴訟1陣大阪高裁判決(逆転敗訴)

2012/2/29 休業補償支給決定

2012/3/28 泉南アスベスト国賠訴訟2陣大阪地裁判決(勝訴)

2012/5/25 建設アスベスト訴訟神奈川1陣横浜地裁判決(国、企業とも敗訴)

2013/12/25 泉南アスベスト国賠訴訟2陣大阪高裁判決(勝訴)

2014/10/9 泉南アスベスト国賠訴訟1, 2陣最高裁判決(勝訴)

2016/1/22 建設アスベスト訴訟大阪1陣大阪地裁判決(国・勝訴、企業・敗訴)

2018/9/20 大阪1陣大阪高裁判決(国・勝訴、企業・勝訴)

2021/5/17 建設アスベスト訴訟最高裁判決(国・勝訴、企業・勝訴)

2022/1/19 建設アスベスト給付金法施行

※勝訴はいずれも一部は敗訴(屋外作業、違法期間外など)部分がある

全国安全センターHP記事 <https://joshrc.net/archives/9706> 参照

葉に説得力がありました。「寒い間は温泉。今月はカミさんと赤穂温泉に牡蠣を食べに行く」と帰って行った元気な73歳でした。(2023年1月19日取材・構成:事務局片岡)



「中皮腫を治せる病気に！」 院内集会・省庁交渉、参加レポート

2023年5月9日、10日に、東京の衆議院第一会館で行われた院内集会、省庁交渉、そして国会議員室を回ってのロビー活動に参加したので、そのレポートを下に記す。

5月9日午前8時30分。天気は晴天。修学旅行生が散見され、コロナ明けを感じさせる新大阪駅。大阪出身の患者や遺族の方数名と一緒に、新幹線で東京駅へ向かい、そこから丸の内線で国会議事堂前駅へ。

国会議事堂前駅からは、徒歩で、地下の直通通路で衆議院第一議員会館へ向かった。地下通路は花崗岩でできた、まるで神殿のようなもので、歩いているとなんとなく自分が特別な存在になったような気がする。

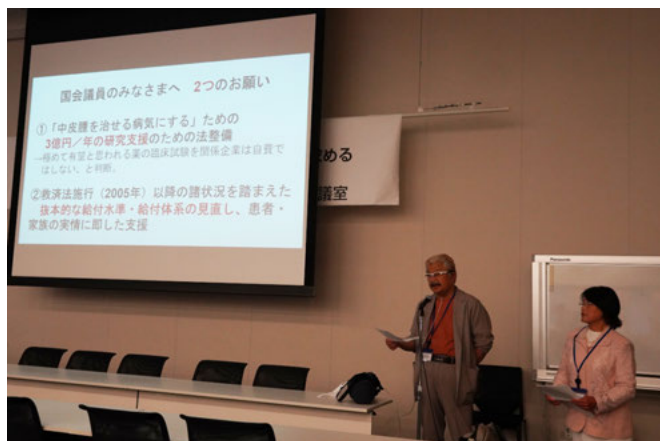
議員会館に到着。時刻は11時50分。議員会館の通行証をもらい、ひとまず、昼食を第一議員会館の地下食堂でいただいた。私は国会カレーの大盛というものを注文した。味は普通だったが、量はかなり少なかったように思う。交渉の議題に上げたいぐらいだ。

さて、第1日目の予定は、「中皮腫を治せる病気に！ アスベスト健康被害の格差と隙間のない補償を求める」院内集会&省庁交渉

である。

議員会館地下一階、大会議室に、患者、遺族、団体関係者等、総勢で50人程度が集まった。そして、あわただしく準備が進められ、まずは院内集会が行われた。内容は、中皮腫サポートキャラバン隊代表の右田孝雄氏と、患者と家族の会会長の小菅千恵子氏による団体の要求のプレゼンと、参加していただけた議員や来賓の挨拶である。

要求項目は、医療研究費の増額と、救済基金と労災の格差是正ということで、具体的かつ建設的なよくまとまったものだったが、プレゼンとしては少し練習不足だと感じた。特に、発表者が、スライドの内容自体を説明せず、それを受けて発展した内容から喋っていたので、スライド表示と同時に話し始められると、事前に内容を知って



いても、頭が忙しく感じた。

また、集会であいさつされた議員の数は、共産党3名、立憲民主党2名、そして、日本維新の会が11名（泉南市長、阪南市長含む）。日本維新の会の信条は、左とか右とか関係なしに、市民感覚に寄り添うことと評されている記事を読んだことがあるが、なるほどという結果である。加えて今回は、遠藤たかし国会対策委員長呼びかけで、維新の方々が集まったらしいが、なんにせよ、党をあげて協力していただけるならありがたい話だ。

続けて、同じ部屋で省庁交渉が行われた。部屋の前の席に、環境省、厚生労働省の代表者が座り、それに対面して座る私たち団体へ向けて、事前に渡していた要求書への回答を述べた。

省庁側の回答は、留保の返事（小委員会の経過を見守る、情報を共有するなど）か、制度として決まっている範囲で行っていることの報告（オプジーボ・ヤーボイのセカンドライン使用の審査など）に終始しており、新しく何かが行われる雰囲気はなかった。

対して、私たち団体側の発言も、個人的には、あまり有用なものではないと感じた。



少々感情的な発言が多く、早くやってくれ、という抽象的な主張にとどまっているものが多かったように思う。何事も、いつ、だれが、なにをやる、ということ具体的に決めないと、なかなか前に進まない。

さらに、私自身についての反省だが、上述のような偉そうなことを思いながら、省庁交渉中、何一つ発言しなかった。事前に何も勉強せずに来たせいで、こちらの要求も、省庁側の返事も、意味がよくわからなかったのだ。今後、様々な活動に参加するにあたって、これまでの事情や現在の状況を学び、物事を前に進める助けにならないといけない。

いろいろ課題があるなど思いながら、午後6時40分、院内集会&省庁交渉は終了した。

交渉が長引き、部屋の使用時間を大幅に過ぎていたため、てんやわんやで議員会館を出て、近所のホテルで一泊した。

2日目、5月10日午前6時30分起床。ホテル内カフェにて朝食。この朝食はバイキング形式で、当然だが、ご飯はお代わり自由だった。議員会館のカレーは見習ってほしい。

午前9時30分、衆議院第一議員会館に再び参上。

2日目の予定は、議員室回り。手あたり次第議員室を回って、1日目の集会での要求を伝えていくのである。5～8人程度で1グループになって、グループごとに衆議院第一、第二議員会館、参議院議員会館の担当を割り当てられ、議員室を順繰りに
(12ページにつづく)

死ぬまで元気です

Vol.58 右田 孝雄



皆さん、こんにちは。お元気ですか？
私はようやく元気になってきました。

母を亡くした悲しみはなかなか癒えませんが、母の四十九日も終わりゴールデンウィークを迎えたので、妹家族と一緒に白浜へ一泊旅行に行ってきました。高速道路が延伸して自宅からはなんと1時間半ほどで白浜に行けました。子供たちが小さい頃によく白浜アドベンチャーワールドに行ったんですが、あの頃はまだ高速道路もまだ途中までで3時間くらいかかったものでした。途中で必ず渋滞に捕まり、運転もしんどかったのを覚えています。でも今回は、兵庫医科大学病院へ1時間半かけて33回放射線治療で通院したこともあり、割と楽に行くことができました。

今回の目的は、母を亡くして色々な面で大変だった各々が美味しい料理を食べて、温泉でいやそうということでした。しかし、私は旅行に行く前の診察で、放射線科の担当ドクターに「肌がつるつるするようなアルカリ性の泉質はダメです。また感染症にも気を付けて欲しいのでできるだけ控えて欲しい」と言われてしまいました。そんな注意を受けながらも、家族には伝えず予定通り、家族8人車2台で行きました。

まず向かったのは、パンダを見に行こうということでアドベンチャーワールドでした。昨年11月に鳥インフルエンザの影響で園内の鳥60羽ほどがいなくなったそうです。その代わりなのか、入園してすぐにパンダが暮らす施設を見ることができました。パンダはどの子も美味しく笹を食べていたり寝転がっていたり、今の私たち家族を十分にいやしてくれました。その後、イルカショーを観たりケニヤ号でサファリパークを周遊したりもしました。今までなら進んで乗ったジェットコースターは、さすがに中皮腫によくないと判断して、83歳のオヤジと二人でほかの家族を見ていました。

動物に十分いやしてもらって、夕方に予約したホテルへ行きました。医師から温泉は控えて欲しいと言われましたが、やっぱり来たからにはと思って入ったもののやはり気になり、10分ほどで露天風呂を出て身体を洗って出ましたね。他の家族は深夜や朝風呂にも入ったようでしたが、私はその一回だけで諦めました。もう一つの楽しみはというと、食事ですね。今までバイキングとか食べ放題と聞いただけで喜び勇んで思いっきり食べていたのですが、これま

た最近食欲はめっきり減ってしまいまして、ワンプレート取って食べたらもうお腹いっぱいでした。後はアラサーの子供たちの食欲を見て圧倒されるのが関の山でした。

翌日は土産物を見て、渋滞に巻き込まれ

ないように帰ってきました。

中皮腫に罹患してもうすぐ丸7年、徐々にどこかして悪くなってきているのが旅行ひとつで分かるものですね。

でも皆さん、私は死ぬまで元気にやりたいことやりますよ。

(10ページのつづき)

回っていく。

私のグループは衆議院第一議員会館の担当だった。20数部屋回ったが、基本的に議員本人はおらず、私たちの相手をしたのは秘書の方だった。門前払いということはなかったが、石綿被害について、多少でも知ってそうな人は5人程度（しかも、3人は事前に団体が目星をつけていた人）で、残りの人はこちらの話を聞きながらキョトンとしていた。個人的な感触だが、こういう人は、こちらがいろいろ喋った内容は全部右から左に抜けて、議員の机に資料を置いて終わり、という対応をされてそう。メモも特に取っていなかった。

もし予想通り議員に資料を渡すだけという対応をされているのなら、今回配布した資料は少し不適だったかもしれない。今回渡していた資料は、パンフレット2枚と、

昨日の院内集会のパワーポイント資料コピーだったが、パンフレットは情報や要求が広範すぎて抽象的で、パワーポイントは要求以外のスライドが多く、読んで理解するようにはできていない。議員室回りで配布する資料は、A4用紙1枚に要求とその根拠だけまとめたチラシにするのがいいように思う。

そんなことを思いながら、午後3時、今回の（私の参加した分の）活動は終了した。

生意気で批判的なことばかり書いたが、これだけの人数をまとめて、様々な活動するのは本当に大変なことだし、それがまともな形になっているのは素晴らしいと思う。私も、今回の活動で、様々なことを体験、勉強し、いろいろ反省させられた。今後も、積極的に活動に参加し、物事を前進させる手助けをしていきたい。(事務局:種盛真也)

全国労働安全衛生センター連絡会議

YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>

韓国からの ニュース

■重大災害で初めて「オーナー」の責任を問う／サムピョの会長を起訴

重大災害処罰法の施行から1年2ヵ月目に、企業の所有者（オーナー）が初めて起訴された。「重大災害法によるオーナー起訴」の初の事例は、昨年1月29日、重大災害法施行の二日後に、労働者三人が土砂に埋まって死亡した「サムピョ産業の楊州事業所採石場」事件だ。議政府地検は先月31日、サムピョグループのチョン・ドウオン会長を、重大災害処罰法違反の疑いで在宅起訴した。イ・ジョンシン代表理事など役員6人は、産業安全保健法違反の疑いで在宅起訴された。雇用労働部は昨年6月、チョン・ドウオン会長ではなくイ・ジョンシン代表理事を重大災害法違反の疑惑で送検した経緯があるが、検察は重大災害法違反の当事者をイ・ジョンシン代表理事ではなく、チョン・ドウオン会長だと、新たに判断した。

これまで重大災害法で起訴された11件は、全て「代表取締役」が起訴された事件で、「オーナー」が起訴されたのは今回が初めてだ。議政府地検は重大災害法上の「経営責任者」について、「安全保健業務に関する実質的・最終的な権限を行使する人なら、『肩書きに関係なく』経営責任者に該当する」と明らかにした。検察はチョン・ドウオン会長が、△事故現場の採石作業のやり方を「直接」決めた点、△事故現場の危険性を「認知」していた点、△代表理事をはじめとする役員に、安全保健業務などに関する「具体的な指示」を行った点、などを根拠に「実質的・最終的な

権限を行使した」と見た。

これまで一部の企業が安全保健最高責任者（CSO）を選任するなどのやり方で重大災害法の処罰を回避しようとする動きを見せ、「重大災害法無力化」議論が提起されている経緯がある。ただ、サムピョ産業は特殊な事例であり、企業のオーナーが起訴される事例が追加で出たり、一般化されるかは未知数だという意見も出ている。2023年4月3日 ハンギョレ新聞 チャン・ヒョンウン、シン・ミンジョン記者

■重大災害で元請代表に初の「有罪」判決／「軽い量刑に失望」

「重大災害処罰などに関する法律」（重大災害処罰法）違反で、6日、元請け代表に初めて有罪判決が出た。

議政府地裁高陽支部は、重大災害法違反などの疑いで起訴されたオンユ・パートナーズのJ代表取締役、懲役1年6月に執行猶予3年を、法人オンユ・パートナーズに罰金300万ウォンを宣告した。重大災害事件に関して、元請けの代表の責任を認めた初めての判決という意味が大きいと評価されている。

しかし、当初の期待とは異なり、既存の産業安全保健法と較べても量刑に大きな差がない「軽い判決」という指摘も出ている。また、「産業現場の慣行」を理由に元請け代表の量刑が軽くなったのも批判される点だ。裁判所は「被害者を始め、建設勤労者の間で蔓延していた安全手摺りの任意撤去などの慣行も、一部（事故）原因になったと見られる」とし、「結果の責任を全て被告人だけに転嫁するのは多少苛酷な側面がある」と指摘した。裁判所が労働者の安全を脅かす「現場の不法的な慣行」を減刑の口実とした。2023年4月7

日 ハンギョレ新聞 チャン・ヒョンウン記者

■労災で汚された35年間の人生を放棄した鉦夫に「遅い判定」

35年間、下半身が麻痺し、療養中に自死した炭鉦労働者について、裁判所は既存の労災との相当因果関係を認め、業務上災害と認定する趣旨の調停勧告を行った。

ソウル行政裁判所は炭鉦労働者のAさん（死亡当時68歳）の配偶者が起こした遺族給付と葬祭料の不支給処分取り消し訴訟で、原告勝訴の趣旨で調停を勧告した。「調整勧告」は、裁判所が行政処分減輕の余地がある時に、行政部署に職権取り消しと再処分を勧告し、訴訟を起こした原告には、訴訟の取り下げを勧告することをいう。

Aさんは1985年7月、忠清南道の炭鉦で鉦夫として働いていて、岩に当たって下半身麻痺が起こった。当時33歳だった。障害等級1級の判定を受けたAさんは、約3年間の入院治療と約30年の通院治療を受けた。下半身麻痺のために車椅子の世話にならなければならなかった。膀胱と尿路感染も発症し高熱に苦しめられたりもした。

何よりも、役割を果たせないという自壊感がAさんを極端に追い詰め、2014年には、重症のうつ病エピソードで約30回の治療を受けた。特に、頼りにしていた被災者の同僚四人の相次ぐ自死が衝撃となった。Aさんは精神科に通ったが好転しなかった。結局2020年5月に自ら命を絶った。Aさんの妻は2021年5月に訴訟を起こし、死亡から三年目に労災が認められた。2023年4月18日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■南部発電の「パワハラ」は事実、下請け労働者の自害行為に「業務上災害」

「元請けのパワハラ」に苦しめられ、自死を試みた韓国南部発電の下請け労働者が、業務上災害を認められた。勤労福祉公団は強圧的な業務指示と安全規則の不遵守など、南部発電の持続的な不当な要求があったと判断した。雇用関係上の揉め事ではなく、安全保健措置の不履行による業務上ストレスが認められたのは今回が初めてだ。

勤労福祉公団・釜山業務上疾病判定委員会は、2月14日、下請け労働者Aさん（49）の骨折と適応障害、憂うつ障害を業務上災害と判定した。

南部発電の経常整備分野の下請け業者、韓国プラントサービス所属のAさんは、2021年8月21日、建物の三階屋上から投身し、命は助かったが、脊椎と足首に深刻な傷を負った。

南部発電の「パワハラ」は、共同調査委員会で明らかになった。「真相調査結果報告書」によると、△冷却水の熱交換器の供給バルブ交換作業（5月21日）、△塩酸タンクの荷役損傷部の整備作業（8月18日）、△オイルタンク上部の清掃作業（7月30日・8月2日）、などがパワハラ行為と確認された。作業手続きと安全措置義務違反も認められた。同年7月にも、下請けの所長が元請けの職員に、バルブの分解・組立作業をしたAさんが間違っただけのように言って、侮蔑したことが把握された。

これらについて昨年8月に療養給付を申請した。公団は元請けのパワハラによるストレスが投身の原因だと判断した。疾病判定委は「元請けの職員たちの不法で強圧的な業務指示が、真相調査の結果、相当部分で確認された」とし、「事故発生以前からあった職場

内いじめと安全措置の不履行などによって恐怖と困難を経験した状態で、事故直前の塩酸ガス漏れ事故によって生命の脅威を感じただろう」と説明した。診療記録にも、元請け職員の安全規則の不遵守と不当な作業指示で苦しんでいたと記録されていたことも裏付けとなった。2023年4月21日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■労働部の資料提出拒否で最悪の殺人企業選定が「無」に

毎日労働ニュースと労働・安全団体が、労災死亡に対する警戒心を呼ぶために毎年選定している最悪の殺人企業名簿が、今年は空欄ばかりだった。雇用労働部が、個人情報の侵害と法人の名誉毀損を理由に企業名を隠した情報を提供し、正確な労災死亡の状況を確認することが難しかったからだ。「労災死亡対策準備共同キャンペーン団」は「労災死亡事故の責任を、企業と経営責任者に問おうとする社会全般の流れに、正面から逆らう態度」と労働部を批判した。

労働健康連帯・毎日労働ニュース・民主労総で構成された共同キャンペーン団は27日、大統領室の前で「2023 最悪の殺人企業選定式」を行った。共同キャンペーン団は、2006年から毎年4月28日の労災労働者の日に、前年度の「最悪の殺人企業」を選定し



て発表してきた。下請け労働者の死も元請けの責任という認識がなかった時代から、政府が提供した公式統計を利用して、下請け労働者の死亡事故も元請けの死亡災害として合算して公表するという意味があった。

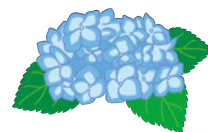
「最悪の殺人企業選定式」で、企業を選定・発表できなかったのは今年が初めてだ。共同キャンペーン団は政府が企業名を隠して提供した資料を基に、昨年、元・下請け合算で最も多くの災害死亡者が発生した企業を現代産業開発と「推定」しているだけだ。昨年9月に大田の現代プレミアムアウトレットで発生した火災で、7人の労働者が亡くなっている。

労働部は、国会・環境労働委員会委員の「共に民主党」イ・スジン議員の労災事故死亡資料の提出要求に、先月22日、企業のイニシャルだけを表記した災害状況を提供した。下請け労働者の死を元請けの災害として含めてもない資料だった。イ・スジン議員室の繰り返しの資料要求に、最終的に二人以上の死亡事故発生企業として、元・下請けの災害を合算して提供したが、元請名はイニシャルだけという状態だった。

「2023年最悪の殺人企業選定式」の特別賞は、尹錫悦大統領に贈られた。重大災害処罰法の趣旨を壊しているというのが理由だ。

最近、週最長69時間労働ができるようにした勤労時間制の改編案を推進し、労働者を過労に追い込んでいるということも、特別賞選定の背景になった。2023年4月28日 毎日労働ニュース カン・イエスル記者

(翻訳：中村猛)



前線から

一歳歳年々人同じからず 泉南石綿の碑記念式開催

泉南

さる4月22日、大阪府泉南市の泉南石綿の碑前にて、泉南アスベストの碑第9回記念式が開催された。

当日は、雲一つない快晴だったが、爽やかというには少し肌寒い風が吹いていた。しかし、そんな風にも負けず、式典には50人程度の人が参加。石綿関連疾患の患者さんやその遺族の方を始め、支援団体や、おそらく一般参加だろうという人もいらっしまった。

患者さんの中には、車椅子に乗って、酸素ボンベ付の人工呼吸器をつないで参

加されている方もおり、石綿被害の凄惨さを改めて実感した。ただ、ご本人は陽気におしゃべりされており、悲壮感はなく、逆に疾病を跳ね返さんばかりのパワーが感じられた。

記念式は、去年から今年にかけて亡くなられた、3人の「泉南アスベストの会」メンバーの紹介と黙とうから始まった。各人、エピソードを交えながらの紹介があり、また、その後の来賓のあいさつでも何度も触れられて、皆から慕われていたことがひしひしと伝わって



きた。

次に、泉南石綿の碑への献花が行われた。花は白いカーネーション。花言葉は「私の愛情は生きている」で、母親の葬儀などによく使われる花である。石綿被害と闘っていた方々は、家族同然の関係だったのだろう。

続いて来賓のあいさつ。泉南市長をはじめとし、色んな団体の代表者が各人の思いを語っておられたが、なかでも、個人的に印象に残った二人のあいさつを記す。

一人目は韓国環境保健市民センター所長のチェ・エヨン氏。一通りご自身の思いを話された後、会場の皆を巻き込んで、「No more Asbestos's Victims!」の唱和の音頭を取った。会場の皆が、右手を掲げながら、エヨン氏に続けて大きな声で叫んでいた。

声を出すのは気分がスカッとするものだ。シリアスに思い詰めがちな状況では、内にこもるのではなく、おしゃべりでもなんでもいいので、声を出して発散するのがいい。

次に、中皮腫サポート

キャラバン隊の右田孝雄氏。今年亡くなられた方との思い出を滔々と喋られた後、ご自身の活動について、ついに自分の病気がしんどくなってきたので、今後は縮小していくとの発言があった。

右田氏とは、一度、中皮腫サポートキャラバン隊の、zoomでのオンラインサロンに同席させていただいたことがある。氏は、病院からの参加ではあったものの、病気のことを感じさせない、闊達なイケイケのおっちゃんというイメージだった。そういう人が、少し悔しそうに、活動縮小の話をしているのを聞いて、やはり中皮腫は難病なのだと再認識するとともに、体調が悪くなる中、それを感じさせないように飄々と過

ごされ、活動されている胆力に驚かされた。

その後、集まった皆で集合写真を撮り、式典はお開きとなった。

「年年歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからず」。毎年変わらずに、きれいな藤の花が咲くころに行われるこの式典だが、亡くなった人を始め、様々な事情で参加できなくなった人たち、逆に私のように新しく参加した人たちなど、とりまく人は変わっていつている。そんな変わっていく人の作る世界が、石綿被害者のみならず、みなに優しいものになるよう、活動を続けていかなければならない。式典に参加し、改めてそのように認識した。(事務局 種盛真也)

私は、11件の相談者を担当することになり、各々に電話を入れ、より詳細な相談内容の聞き取りを行い、早急に対応しなければならない事案以外は、病院の紹介やアドバイスをを行った。早急な対応を要する相談は5件だった。

まず1件目の相談者と面談するために連絡を入れ、1月15日に京都府久世郡の自宅でお会いすることになった。この方はホットラインの際の話では、20歳から大工の職についており、令和元年に胸膜中皮腫、令和3年には肺がんを発症し、またパーキンソン病も煩っており、早急な対応が必要と思っていたが、お会いする一週間前に奥さんから電話がかかってきて、主人は全く会話もできない完全介護状態で、奥さんも体調が悪いことなどを理由に面談を断られた。

2件目の方に急遽電話を入れ、空いた1月15日に京都府福知山市の自宅でお会いすることになった。この方は、鉄工所に32年勤務し、主にボイラーなどの製造と設置を行っていた。また、石綿健康管理手帳を

アスベストホットライン 相談から

大阪

2022年12月15日、16日の両日にかけて、東京、名古屋、大阪、兵庫、福岡でアスベスト被害全国ホットラインが開催された。大阪拠点では両日で約

130件の相談があった(本誌2023年1月号参照)。2023年1月に相談内容の整理と担当者の分担を行い、各々が相談者に対応することとなった。

取得済みでありながら、手帳交付以降に全く健診等を受けていなかったが、最近になり息切れや咳がでるようになったという相談だった。当時のレントゲンフィルムをお預かりして、水嶋内科クリニックで読影してもらったところ、石綿健康管理手帳とおりの診断で、特に休業なり診察が必要と判断はできないとの事であった。電話で、近隣の病院で診察を受け、続発性気管支炎などがあれば労災申請ができることを伝え、一端電話を切った。その2、3日後、本人から電話が入り、病院には行っていない、体調も悪くないので、お断りしたいとの旨で、こちらの方としても強制することでもないことから本人の意思を尊重し相談を終了した。

3件目の相談者は、兵庫県丹波篠山在住の方で管理区分3の（イ）でじん肺健康管理手帳を交付されていた。現在健康上の問題は特に無いが、病状が進行していないか水嶋内科クリニックに肺のCT画像の読影を依頼したところ、特に病状的には進行はないとのことだった。特に現在必要な手

続きもないので、この方も後日に電話で話して、終了となった。

4件目の方は、河内長野在住で、約7年前に肺がんを発症、手術を経て、現在は経過観察として1年に1回程度通院しているとのことだったが、最近、息切れがしたり少し歩くと息苦しく感じていた。作業歴を伺うと、T化成という会社でゴム製品の加工をしていて、その際に石綿やタルクを大量に扱ったということだった。昭和58年から平成22年まで26年間勤めていた。しかし、休業補償も療養補償も時効が成立してしまっているため、現在通院している近大病院で肺機能検査を行い、じん肺および石綿健康管理手帳の申請を行うこととし2月16日に近大病院で待ち合わせを行い、主治医に現在の病状を含め相談することとした。

医師の診察の結果を伺う一方で、じん肺及び石綿健康管理手帳の申請の診断書の記載について協力してもらった確約を取り付け、現在は診断書待ちである。

5件目の相談は、岸和田

市在住の女性で、昨年の健康診断で中皮腫の疑いありで、再検査を受けたが病名もつかず、不明という結果となっていた。今年の健康診断を受診したところ、昨年と同様に中皮腫の疑いと言われたという内容で、2月に再検査するので、そのレントゲンフィルム若しくはCTの画像を送ってほしいと依頼した。3月に入って、CDで画像が送られてきたので水嶋内科クリニックへ読影を依頼した。

読影結果は、中皮腫ではなく、結核の自然治癒後であり、特に心配することはないとの診断で、その結果を相談者に文書で知らせた。

石綿の被害が世間を騒がせたクボタショックから18年になるが、未だに患者や被害が拡大しているのには、唯々驚くばかりだ。
(事務局 林繁行)



4月の新聞記事から

4/4 医薬品大手ジョンソン・エンド・ジョンソン（J&J）は、ベビーパウダーの発がん性を巡る集団訴訟で、89億ドルを支払うことで和解した。J&Jは、約6万人の原告が提案に合意していると発表した。新たな和解案では、破産に伴い設立される信託から原告に支払いが行われる。J&Jはタルクを含む製品は安全で、発がん性はないとの立場を変えていない。

4/11 元上司の頭を消火器で殴ったとして、警視庁築地署はゲームメーカー「コナミデジタルエンタテインメント」社員の山崎裕裕容疑者を殺人未遂容疑で現行犯逮捕した。「パワハラを受けていて、生きるために殺すつもりで殴った」と容疑を認めている。元上司は加療7日で命に別条ない。

4/15 伊勢崎佐波医師会病院（群馬県伊勢崎市）に勤務していた男性医師（46）が2015年、長時間労働のため心筋梗塞で過労死したとして、妻ら遺族3人が計約3億1600万円の損害賠償を求めた訴訟で、前橋地裁は、病院側に計約4900万円の支払いを命じた。

4/18 上司のパワハラや時間外労働などを苦に2020年10月に自殺した県警の男性警部補の遺族が、県に1億3000万円余りの損害賠償を求める訴えを長崎地裁に起こした。原告は男性警部補の妻と娘、息子の3人。県警は2020年12月、「パワハラと時間外労働が警部補の自殺の一因になった」と因果関係を認め、課長は「戒告」の懲戒処分、長時間労働を黙認していた署長は「本部長注意」とし、2人とも処分の発令日に依願退職した。男性警部補の自殺は去年1月、公務災害に認定された。

2017年に茨城県守谷市の配管工事会社の男性従業員（66）が自殺したのは、30日間連続で勤務するなど長時間労働によるうつ病が原因として、遺族3人が会社に損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は、自殺との因果関係を認め請求通り計約4400万円の支払いを命じた。遺族側は元請けの日立製作所なども相手取って訴訟を起こしていたが、和解が成立した。和解内容は非公表。王子労働基準監督署（東京）は18年6月に労災認定。会社側は業務委託契約で雇用関係にないと主張したが、裁判長は男性が会社の指揮監督の下で働き労働契約に当たると判断した。

4/19 中電工隠岐営業所（島根県隠岐の島町有木）に勤めていた男性（44）が2020年に自ら命を絶したのは職場の上司のパワハラが原因として、遺族が中電工（広島市中区）や当時の上司に計約6千万円の損害賠償を求めた訴訟の和解が松江地裁で成立した。3月29日付。和解内容は非公表。

4/21 通勤中に交通事故に遭い、軽度外傷性脳損傷（MTBI）の後遺症があったのに労災認定に含まれなかったとして、神戸市の男性が現在の労災決定処分取り消しを求めた裁判で、神戸地裁は男性の訴えを退けた。神戸市に住む49歳の男性は2009年、神戸市兵庫区でバイクで通勤途中に車と接触して大けがをした。右半身のマヒが残るなど専門医からMTBIと診断されたが、神戸西労働基準監督署は「脳の障害

は事故によるものと認められない」などと首の捻挫や額の挫創についてののみ労災とした。

大分県内の法律事務所に所属していた女性弁護士（30）が自殺したのは、当時の事務所代表の男性（60）からの性被害が原因だとして、両親が事務所や元代表に計約1億7100万円の損害賠償を求めた訴訟があり、大分地裁は、計約1億2800万円の支払いを命じた。元代表は雇用主の立場を利用して、職場内で女性に性的行為を繰り返し、行為は数年間に及び、女性には精神的に不安定となり、2018年8月に自殺した。

4/24 2019年に日本労働者協同組合連合会センター事業団の女性幹部（51）がくも膜下出血で死亡したのは、過重労働が原因だとして、八王子労働基準監督署が労災認定していた。2023年3月2日付。事業団は、「労働者協同組合」。労基署の説明では、発症前6カ月間で月9〜68時間の時間外労働が認められ、休日のない連続勤務が7日を超える勤務が8回、頻繁に出張や移動を伴う業務があったことなどから認定された。

アイドルグループを脱退した男性に対し、専属契約を結んでいた大阪市城東区の会社が違約金などとして計989万円の損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁が「契約は労働基準法に反し無効」とし、請求を棄却する判決を出した。21日付。

4/26 中部電力の新入社員が自殺したのは、上司によるパワハラなどが原因だとして、遺族が労災を認めなかった決定を取り消すよう求めた控訴審で、名古屋高裁は遺族の訴えを認めた。2010年、中部電力三重支店の新入社員だった鈴木陽介さん（26）が精神障害を発症し自殺したが津労働基準監督署は労災を認めなかった。控訴審判決で名古屋高裁は「上司から人格や人間性を否定する発言があった」として労基署の決定を取り消す判決を言い渡しました。

4/27 海上自衛隊横須賀基地業務隊（神奈川県横須賀市）に所属する2等海尉の男性ら2人が、防衛省にパワハラの告発をした後で不当に逮捕されたとして、国を相手取り慰謝料など約1000万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が、横浜地裁であった。国側は請求棄却を求め、争う姿勢を示した。国側は答弁書で、曹長によるパワハラを否定したうえで、2尉と元3曹がパワハラを捏造し、曹長に懲戒処分を受けさせようとしたなどと主張。逮捕も証拠隠滅の恐れがあり、正当だったとしている。

三重県亀山市の40代男性職員が上司からのパワハラで精神的苦痛を受けたとして、市に550万円の損害賠償を求め津地裁に提訴したことが分かった。提訴は11日付。男性は19年12月、うつ病と診断され、20年2月から休職したが、昨年に職場復帰。同8月に公務災害と認定された。

フリーランスで働く人を保護するための法案が、参院内閣委員会ですべて全会一致で可決された。28日の参院本会議で成立する見通し。新法の正式名称は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」。企業などから仕事の発注を受けるフリーランスを「特定受託事業者」と位置づけ、保護の対象にする。公布後、1年6カ月以内に施行される。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259